



# ニュースナビ

## News Navi

2024年1月号

### 障害児に関わる「応益負担」の撤廃を

#### 障害者自立支援法違憲訴訟基本合意と第14回定期協議の焦点

#### 基本合意と定期協議

定期協議（検証会議）は、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意にもとづいて、国と訴訟団で基本合意の実施状況を定期的に検証するものです。

2006年に施行された障害者自立支援法は、利用者に1割の「応益負担」を求めました。「誰かにしてもらおうとお金を払わされる。障害が重いほど負担は増える。障害を持って生まれたことは障害者本人に責任があるというのでしょうか」。そんな訴えから全国14地裁で71人が提訴し、1万人の大集会が毎年とりくまれ、2010年に基本合意が結ばれ裁判は和解しました。その後、制度改革の「骨格提言」が出されましたが、障害者総合支援法は名称を変えただけで、その考え方をほとんど活かしていませんでした。

#### 第14回定期協議の焦点は

2023年11月6日、第14回の定期協議が、4年ぶりにリアル・対面で開催、「ハイブリッド方式」も取り入れ、会場に70人、全体で160人の傍聴者のもとでの検証会議となりました。

厚生労働省の三浦靖厚労働大臣政務官、辺見障害福祉部長や関係する各課長・室長らとともに、こども家庭庁から古賀友一郎内閣府大臣政務官、審議官や課長らが出席しました。



今回の要請書は表のように12項目を要請しました。焦点となったのは子どもの応益負担撤廃と65歳問題です。

障害児は利用者負担が残ったままです。大人は利用料が無料となっても、子どもは利用者負担のままで親の負担です。子育て世帯はたいへんなのに、さらに障害児を育てるには特別なお金がかかる。こども家庭庁発足の機会に、ぜひ子どもの「応益負担」を撤廃してほしいと訴訟団は迫りました。

また、「65歳問題」も深刻です。障害福祉サービスを利用中の障害者が65歳になると、介護保険サービスを使うよう自治体より要請されます。制度の目的がちがうため暮らしぶりが大きく変わってしまいます。一律に介護保険サービスに変更させるのではなく、本人が制度を選択できるよう求めています。

そうした中、2023年6月30日付の「事務連絡」は、批判的な評価部分も多々あるが、訴訟

団が国に改善を求めてきた自治体による規定（例えば、①要介護度が5以上で、かつ両上下肢全廃、②行動援護対象者であり、かつ障害支援区分4以上である者など）について適切ではないとしている点は評価するとしています。

#### 切実な原告の声

原告を代表してあいさつした広島秋保喜美子さんは、福祉関係における人材不足について、「介護支援事業所の撤退が相次ぐ中で、特に女性のヘルパーが、扶養控除の税金対策で働く時間の制限があったり、家事や親の介助などで不足し、頼みたい時間に支援に来られる人がいない」などの深刻な状況を訴えました。また、出席した原告や補佐人は、「戦争反対、武器を買うお金は福祉に回してほしい」（奈良・小山さん）、「日払方式をやめて」（埼玉・五十嵐さん）、「全面介助で働くことの支援、重訪の充実を」（東京・家平さん）など述べ、東京の藤岡さんは「障害児を育てるには特別なお金がかかる。今こそ利用料を無料に」と発言されました。

各地の原告の声からは、「原告本人も家族も年を重ね、状況は大きく変わってきました。制度と実態とのあまりに大きな隔たりに、命も暮らしも脅かされ明日が見えなくなりそうな苦しい日々を重ねています」。「基本合意とはまったく相容れない、自助・共助が強調される中、障害者と家族は一層厳しい局面に立たされています」。「日割りの問題、夜間の報酬の問題、土日の報酬の問題など、少ない職員体制でやりくりしている状況で、その上コロナ対策には神経をすり減らしている」など現状からの問題が報告されていました。

基本合意から13年、原告の声からは、歳月の重みと、あらためて基本合意と障害者権利条約の価値の大きさを実感します。

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）・日本障害者協議会副代表

蘭部英夫

#### 要請書（概要）

\*詳細はめざす会ホームページへ

厚生労働大臣 武見敬三様  
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）加藤鮎子様

2023年11月6日 障害者自立支援法違憲訴訟団

- 第1 基本合意・骨格提言の尊重
- 第2 障害者権利条約の遵守と国連権利委員会からの日本への総括所見の尊重について
- 第3 家族の収入に依拠する利用者負担制度を廃止し、本人の収入額で算定する仕組みに転換を  
国は判で押したように「財源の確保状況や、医療や介護など他の制度との整合性、公平性も踏まえた国民的な議論が必要であることから、引き続き検討が必要であると考えております」云々と木で鼻を括るような回答を続けています。基本合意の本質に関わるこの項目の実現を本気で実現して下さい。  
「次元の異なる少子化対策」を公約として掲げる今こそ障害児の福祉制度（児童福祉法及び障害者総合支援法）の利用者負担を無償化する絶好の機会です！
- 第4 重度訪問介護を子どもも対象としてください  
重度の障害児が地域で暮らすためには、長時間の見守りを含む常時支援を内容とする重度訪問介護が不可欠であるから、重度訪問介護の対象を障害児にも拡大すべきです。
- 第5 介護保険優先原則について  
厚労省は令和5年6月30日付で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」を全国の自治体に発しました。  
介護保険優先原則を更に進めようとするための文言等については、批判的な評価部分も多々あります。一方で、従来訴訟団が問題視し、国に具体的な改善を求めてきた事項について、反映されたと思われる事項もあるため、その点は率直に国を評価したいと思います。
- 訴訟団として、次の事項を求めています。「介護保険と障害者福祉の併用に関し、自治体が支給決定基準等で不当に制限している実態を改善すること」。
- 第6 就労時ヘルパー利用について
- 第7 重度訪問介護等の支給決定の在り方について
- 第8 入院時ヘルパー利用について
- 第9 食事提供加算と送迎加算について
- 第10 報酬支払い方式（日払い制度を骨格提言の採用する方式に）について
- 第11 自立支援医療の利用者負担の低所得者無償化
- 第12 障害福祉制度の根本問題解決の要望